

## 入札説明書等の変更（平成 16 年 12 月 2 日）

（仮称）長崎市立図書館整備運営事業を実施する民間事業者を選定するために公表しました入札説明書等の資料の一部を以下のとおり変更・修正いたします。なお、契約保証金（履行保証保険）につきましては、大幅な修正をいたしましたので、「入札説明書等に関する質問回答 - 補足資料 3 履行保証保険について」をご参照ください。

### 変更・修正箇所について

（注 1）行数について、空白の行は行数には含まない。「上」とは上から数えての、「下」とは下から数えての行数である。

公表資料名	頁	項目	行数注 1	変更前	変更後
入札説明書	6	3-(1)-3)-	上 20	...サービスの業務、情報資料整備業務を担う者は、...	...サービスの業務、情報資料整備業務を担う主たる者は、...
	8	3-(3)	表中	... ~ 12月3日(金)	... ~ 12月7日(火)
	10	3-(4)-3)- <sup>ア</sup>	上 2	... ~ 12月3日(金)	... ~ 12月7日(火)
	11	3-(4)-6)- <sup>ア</sup>	上 2	午後 1 時 ~ 2 時	午後 0 時 ~ 2 時
	17	4-(7)-2)	上 3 ~	-	入札説明書等質問回答補足資料 3 参照
	22	8-(1)-1)	上 3	-	( として追加) 委任状(代表者) <1 部> (様式 1-7)
	22	8-(1)-3)	上 13	委任状(代表者) <1 部> (様式 1-7) グループで参加する場合のみ	委任状(代理人) <1 部> (様式 1-8) 代理人で入札する場合のみ
	26	8-(2)-5)	下 15 ~	受変電設備単線結線図 幹線・弱電系統図 主要機器リスト及び配置図 (機械設備) 主要機器リスト及び配置図 主要系統図	受変電設備単線結線図 幹線・弱電系統図 主要機器リスト及び配置図 (機械設備) 主要機器リスト及び配置図 主要系統図
入札説明書添付資料 1	1	政治・行政リスク	No. 3	PFI の契約議決が得られない場合(市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用の負担)	PFI の契約議決が得られない場合(事業者に責め(不祥事等)がない場合に限り、事業者が本契約締結に関して支出した費用を負担。ただし本件事業の準備行為は除く)
	1	不可抗力リスク	No. 21	No. 21	No. 20

公表資料名	頁	項目	行数 注 1	変更前	変更後	
入札説明書 添付資料 1	1	工事遅延リスク	No.29			
					市 事業者	市 事業者
				工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合	市の責めにより、工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合	
					上記以外のもの	
				順次リスク NO. 繰り下げ		
入札説明書 添付資料 2	6	2-(3)-2)	上 8	...以内で、モニタリング後...	...以内で、検査後...	
	6	2-(4)-1)	上 18	...相当する額を、モニタリングの上...	...相当する額を、検査の上	
	10	3-(3)-3)-	表中	● 11 年目～15 年目 基準日 2018 年 4 月 1 日の 2 営業日前 ...	● 11 年目～15 年目 基準日 2017 年 10 月 1 日の 2 営業日前 ...	
	10	3-(3)			(サービス料 更新にかかる費用相当分の支払利息について追加) ● 基準金利 東京時間午前 10 時にテレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAPREFERENCERATE(TSR)6 ヶ月 LIBOR ベース 5 年物(円 円) スワップレート ● 基準日 <2012 年度更新分> 2013 年 1 月最初の銀行営業日 <2017 年度更新分> 2018 年 1 月最初の銀行営業日	
設計・建設 業務要求 水準書	4	2-(6)	下 6	建物(旧長崎市立新興善小学校)は解体済みであるが、敷地境界付近に基礎の一部が残置される。	建物(旧長崎市立新興善小学校)は解体済みであるが、敷地境界付近に基礎の一部が残置される。建築計画において撤去が必要な場合は事業者の責任で撤去することも可とする。添付資料 14「既存建物基礎残地範囲」参照	
	4	2-(7)	下 5	平成 16 年度末まで埋蔵物の発掘を行なう。添付資料 14「既存建物基礎残地範囲」参照	平成 16 年度末まで埋蔵物の発掘を行なう。 (左記 下線部分削除)	

公表資料名	頁	項目	行数注1	変更前	変更後
設計・建設 要求水準書 添付資料7	7	生涯学習エリア -グループ学習室	表中	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊設備、作り付け家具等</li> <li>・ パソコンプロジェクター、スクリーン</li> <li>● 事業者が設置する必要最低限の機器及び備品</li> <li>・ 机、椅子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊設備、作り付け家具等（空欄）</li> <li>● 事業者が設置する必要最低限の機器及び備品</li> <li>・ 机、椅子、パソコンプロジェクター、スクリーン</li> </ul>
	14	コミュニティ施設 -会議室 (研修室)	表中	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊設備、作り付け家具等</li> <li>・ 引き分けホワイトボード(3,600×1,200)、スクリーン、掲示板、棚</li> <li>● 事業者が設置する必要最低限の機器及び備品</li> <li>・ 別紙参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊設備、作り付け家具等</li> <li>・ 引き分けホワイトボード(3,600×1,200)、棚</li> <li>● 事業者が設置する必要最低限の機器及び備品</li> <li>・ 別紙備品(会議テーブル幕板付) スクリーン、掲示板</li> </ul>
	14	コミュニティ施設 -集会室 (多目的ホール)	表中	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊設備、作り付け家具等</li> <li>・ 防音仕様、暗幕、引き分けホワイトボード(3,600×1,200)、スクリーン、掲示板、姿見鏡(2,000×2,000 衝突防止の対策を施す)</li> <li>● 事業者が設置する必要最低限の機器及び備品</li> <li>・ 別紙参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊設備、作り付け家具等</li> <li>・ 防音仕様、引き分けホワイトボード(3,600×1,200)、姿見鏡(2,000×2,000 衝突防止の対策を施す)、別紙AV機器&amp;放送設備(テレビ、ビデオ、テレビ台除く)</li> <li>● 事業者が設置する必要最低限の機器及び備品</li> <li>・ 別紙備品、別紙AV機器&amp;放送設備(テレビ、ビデオ、テレビ台)暗幕、スクリーン、掲示板</li> </ul>
	14	コミュニティ施設 -事務室	表中	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊設備、作り付け家具等</li> <li>・ 行商用ホワイトボード(1,800×900)、受付カウンター(カーテン付)</li> <li>● 事業者が設置する必要最低限の機器及び備品</li> <li>・ 別紙参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特殊設備、作り付け家具等</li> <li>・ 受付カウンター(カーテン付)</li> <li>● 事業者が設置する必要最低限の機器及び備品</li> <li>・ 別紙備品、行商用ホワイトボード(1,800×900)</li> </ul>
様式集	1-3	-	下5	・ 複数企業の実績を記入する場合は...	・ 設計と建設を担当する企業が異なる場合は...
	3-18	1. 建築工事費見積書 - 給排水・衛生設備工事 - 1. 屋内給排水・衛生設備工事	表中	-	(項目を追加) 「雨水利用設備」
事業契約書 (案)	7	第9条	-		入札説明書等質問回答 補足資料3 参照
	11	第20条5項	-	甲は、乙から施工体制台帳(建築業法...	甲は、乙から施工体制台帳(建築業法...

公表資料名	頁	項目	行数 注1	変更前	変更後
事業契約書 (案)	32	第90条5~7項	-	...甲は、サービス料のうち未払いの一括支払分及び割賦支払の部分の元本の残額を...	...甲は、サービス料のうち未払いの一括支払分及び割賦支払の部分の元本の残額及び利息を...
	32	第90条8項2号	-	...甲の選択により残存元本を解除前の支払スケジュールに従い又は一括で支払い...	...甲の選択により残存元本及び利息(一括支払の場合除く)を解除前の支払スケジュールに従い又は一括で支払い...
	33	第91条1項	-	...本契約が解除された場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。この場合において、甲の検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額(割賦支払の部分に係る割賦金利を含む。)を向上した額の100分の10に相当する額を違約金とする。	...本契約が解除された場合、乙は、施設の完工前であれば、サービス料の100分の10に相当する額を違約金とし、施設の完工後であれば、解除の日の属する事業年度の1年間の分のサービス料からの総額(ただし、サービス料の内情報資料初期購入費及び初期購入費にかかる支払利息はすべて平成19年度のサービス料を含む。)の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
基本協定書 (案)	2	第6条1項	-	甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、この基本協定の締結日から平成17年甲と事業予定者の間で...	甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、甲と事業予定者との間で... (左記 下線部分削除)
	2	第6条4項	-	-	全文削除
様式集に関する 質問回答	-	Y-11	-	具体的な会社名は記入しないでください。	N-64の回答をご参照ください。